

# 災害等の補償内容／災害共済金の支払額



風災・雹災



水害



雪害



台風等による土砂崩れ、  
地滑り、高潮、高波等



凍結による建物の  
水道管・給排水管の破裂

- ※ 建物外部の損傷が原因ではなく、防水機能の劣化、排水口(管)の詰まり、排水能力を超えたこと(オーバーフロー)による「雨水の浸入」や浸水原因が不明な「雨漏り損害」、雪による「すが漏れ」、凍害、窓や戸からの雨風の「吹き込み損害」、「経年劣化」等は補償しません。なお、「すが漏れ」とは、「屋根裏の暖かい空気によって解けた雪が軒先の冷気により凍り、その氷が融雪水をせき止め、せき止められた水が長く留まることにより、雨漏りの原因となる」ものをいいます。
- ※ 床下浸水により建物自体に損害がない場合、床下に流入した漂流物(流入した草木や泥など)の撤去、床下の清掃等の費用は補償しません。

## 1.災害共済金の最高限度額

**建物 2,800万円 動産 1,400万円**

注 動産は、建物や四方が壁で囲まれた物置等に収容されている動産が補償対象です。

## 2.災害共済金の支払額

**支払額 = 共済金額 × 損害の程度に応じた支払率** (支払額は損害額が限度です。)

- ◆建物契約において浸水被害がある場合、建物の損害と浸水の程度のいずれか高い方の支払率により計算します。
- ◆物置・車庫等の支払額は、建物の共済金額の**1.4%**が上限で、災害共済金に加えてお支払いします。
- ◆支払額は上の計算式で算定されることから、損害額を全額補償できない場合があります。

具体的な  
損害の事例



### 建物の損害

損害の程度	損害区分		支払率
	認定の基準		
	建物の損害	浸水の程度	
全損	再取得価額に対する損害額の割合	70%以上	1階天井まで達した場合 70%
大規模半損		50%以上	床上1m以上 36%
半損		40%以上	床上30cm以上 18%
		20%以上	床上以上 10%
一部損	15%以上	床上まで達しない場合	6.0%
	10%以上		3.6%
	5%以上		2.4%
	5%未満		1.2%

### 動産の損害

損害の程度	損害区分		支払率
	認定の基準		
	動産の損害		
全損	再取得価額に対する損害額の割合	80%以上	70%
大規模半損		60%以上	36%
半損		50%以上	18%
		30%以上	10%
一部損	20%以上	床上まで達しない場合	6.0%
	10%以上		3.6%
	5%以上		2.4%
	5%未満		1.2%



ご注意

1回の災害等により災害共済金の支払総額が50億円を超えるおそれがある場合は、共済金を削減させていただくことがあります。

《過去の主な支払実績》

●H16年 台風18号：約8億円 ●H26年 雪害：約5億円

●H30年 台風21号：約11億円 ●R1年 台風19号：約8億円